

ベトナム：公開会社に関する新規制の注目点

アジアニュースレター

2025年4月25日号

執筆者:

[今泉 勇](#)

i.imaizumi@nishimura.com

[ホアン・ズイ・クーアン](#)

h.d.khang@nishimura.com

[ハー・ホアン・ロック](#)

h.h.loc@nishimura.com

[ファン・ティ・チュ・ウエン](#)

p.t.c.uyen@nishimura.com

1. はじめに

2019年11月26日付の証券法（法律第54/2019/QH14、以下「証券法」）は、2024年11月29日付の法律第56/2024/QH15により改正され、2025年1月1日に施行されています（以下「改正法」）。改正法にはいくつかの新しいポイントが導入されていますが、本稿では特に外国投資家がベトナムの公開会社への投資を行う際に留意すべき重要な点に焦点を当てて解説します。

2. 外国投資家に対するプロ投資家となるための要件不適用

これまでの、外国投資家がプロ投資家と認められるために、特定の基準を満たす必要がありました。例えば、機関投資家の場合、金融機関（銀行、外国銀行の支店、金融会社、保険会社、証券会社、証券投資ファンド）であるか、1,000億VND以上の資本金を持つ企業、または証券取引所に上場または取引登録をしている企業である必要がありました。また、個人投資家の場合は、証券業務の資格証を有するか、20億VND以上の上場証券ポートフォリオを持つか、直近の課税所得が10億VND以上である必要がありました。

しかし、改正法により、これらの要件は撤廃され、外国籍の個人や外国法の下で設立された法人は無条件で（即ち、上記の条件を満たす必要なく）プロ投資家として認められます。これは外国投資家にとって有利な変更であり、プロ投資家としての資格を得ることで、ベトナム証券市場への投資機会が拡大します。特に、私募増資への参加資格が得られ、戦略的投資家が3年間のロックアップ期間を課されるのに対し、プロ投資家は1年間のロックアップ期間のみで済むため、より柔軟な投資が可能になります。

3. 私募増資の決済タイミングの変更

これまでの規制では、私募増資が完了し、投資家からの支払いを受けた後、公開会社は、(i)まずベトナム国家証券委員会（SSC）に結果を報告し、(ii)続いてベトナム証券保管清算機構（VSDC）に新株を登録し、(iii)最終的に証券取引所で上場または取引登録する必要がありました。公募増資とは異なり、当局が私募増資を取り消すことは、法令違反の審査手続きを経る場合を除き認められていませんでした。SSCは、私募増資の結果報告を受理する前に最終的な確認を行っており、通常、その後に調査を実施したり、制裁（発行済株式の回収および投資家への購入代金の返還を命じる是正措置を含む）を科すことはありません。そのため、これまで 私募増資のクロージング（すなわちエスクロー口座からのリリース）は、SSCが当該公開会社

の私募増資結果報告を受領したことを確認した直後に行われるのが一般的でした。

しかし、改正法により、SSC が私募増資の結果報告を受領し確認した後でも、以下の事由が判明した場合、私募増資が取り消される可能性があります。

1. 登録申請書類に不正確な情報が含まれている、または投資家の判断に影響を与え損害を生じさせる重要な情報が欠落している場合
2. 株式が規則に従って割り当てられなかった場合

この改正により、私募増資の確定タイミングに関する不確実性が増し、SSC の裁量によるケースバイケースの判断が求められることとなります。また、(i)SSC の確認後でも、新株が正式に上場または取引登録されるまでの間は増資が取り消される可能性があるため、従来の決済慣行を見直す必要があるかもしれません。

4. 公開会社の要件を満たさない場合の強制的な公開会社資格の抹消

2021年1月1日以前に上場または UPCOM 市場で取引登録されていた公開会社については、新証券法が施行された後も、旧証券法の要件を満たしていれば引き続き公開会社の資格を維持することが認められています。

しかし、改正法では、公開会社としての資格を維持するために、新証券法の要件をすべて満たす必要があります。その要件は以下のとおりです。

1. 払込資本金が 300 億 VND 以上
2. 純資産が 300 億 VND 以上
3. 10%以上の議決権付き株式を 100 名以上の少数株主が保有していること

2026年1月1日時点で上記のいずれかの条件を満たしていない企業は、公開会社資格を強制的に抹消されることとなります。特に、10%以上の議決権株式を 100 名以上の少数株主が保有するという要件は、状況によっては容易に満たせるものではないため、注意が必要です。従来の制度とは異なり、要件を満たさない場合に例外措置が認められず、強制的に公開会社資格を失う可能性がある点は、投資家にとって重要なポイントとなります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com